

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 361,706千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (167,690千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社 会 福 祉	1	社 会 福 祉 事 業	144,410	2,373	31,100	1,456	8,290	101,191
	2	高 齢 者 福 祉 事 業	105,344	3,460	0	8,999	7,000	85,885
	3	障 害 者 福 祉 事 業	1,166,054	861,734	0	0	23,000	281,320
	4	児 童 福 祉 事 業	1,652,168	1,013,544	17,000	112,247	38,500	470,877
	5	包 括 支 援 事 業	168,547	0	0	130,557	2,900	35,090
	6	重度心身障害者等医療給付事業	73,338	27,345	0	7,838	2,900	35,255
	7	ひとり親家庭等医療費支給事業	30,777	13,181	0	2,826	1,100	13,670
	8	子ども医療支給事業	88,731	29,892	0	33,393	1,900	23,546
社 会 保 険	9	国民健康保険特別会計(繰出金)	263,733	113,115	0	102	11,400	139,116
	10	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	437,443	69,993	0	0	27,800	339,650
	11	介護保険広域連合(繰出金)	423,191	0	0	0	32,000	391,191
保 健 衛 生	12	保 健 衛 生 事 業	192,228	0	18,800	90,590	6,300	76,538
	13	疾 病 予 防 事 業	37,018	3,268	0	1,172	2,500	30,078
	14	母 子 保 健 事 業	62,605	4,727	0	30,262	2,100	25,516
合計		4,845,587	2,142,632	66,900	419,442	167,690	2,048,923	